

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故に係る事故等原因調査について (経過報告)

令和6年6月20日
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故について、令和5（2023）年6月から事故等原因調査（以下「本件調査」という。）を進めてきたところであるが、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

本件調査については、当該調査を開始した日（令和5（2023）年6月29日）から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第31条第3項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告¹する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

1 本件調査を行うこととした理由

子どもの窓及びベランダからの転落事故は、国及び自治体等が注意喚起や事故防止対策の周知をしているが、死亡事故が続き、本件調査を開始するまでの約1年間で7名の子どもが転落事故で死亡している。

そこで、転落事故防止に取り組んでいる自治体等と協力しながら、現状の事故防止対策を補うような取組を検討し、事故の再発防止を目指す必要があると考え、調査委員会は事故等原因調査の対象として選定し、調査を開始することとした。

2 本件調査の概要

本件調査では、注意喚起や事故防止対策の周知を推進することに加えて、特にハード面からの再発防止策に重点を置いて調査を進めている。

（1）調査対象

9歳以下の子どもが住宅から転落して死亡した事故情報²は、平成5（1993）年から令和5（2023）年までの31年間で170件あり、年平均で5件以上の死亡事

¹ 本経過報告の調査内容は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

² 大手報道機関の記事の中から調査委員会が抜粋したもので、網羅的に情報収集したものではない。

故が発生している³。

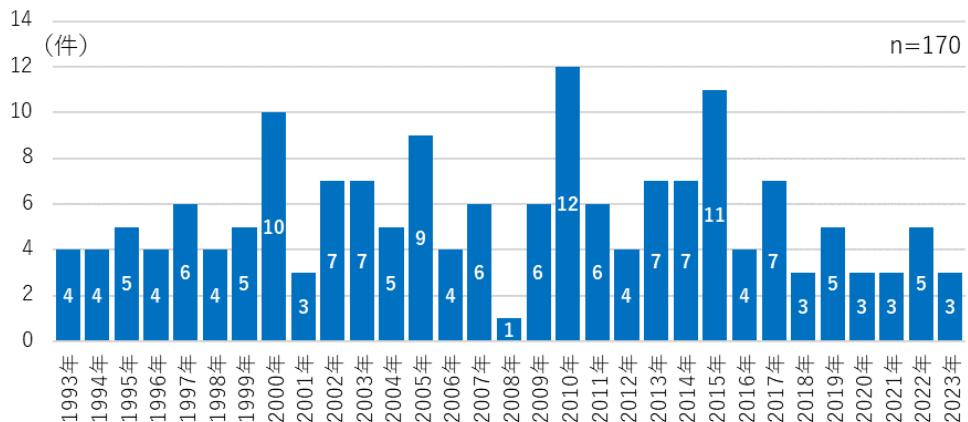


図1 年別死亡事故件数

転落箇所別にみると、ベランダが103件と最も多く、次いで窓が47件と多くなっている（図2）。また、年齢別にみると、1～4歳が多く、5歳以上になると急激に減少している（図3）。

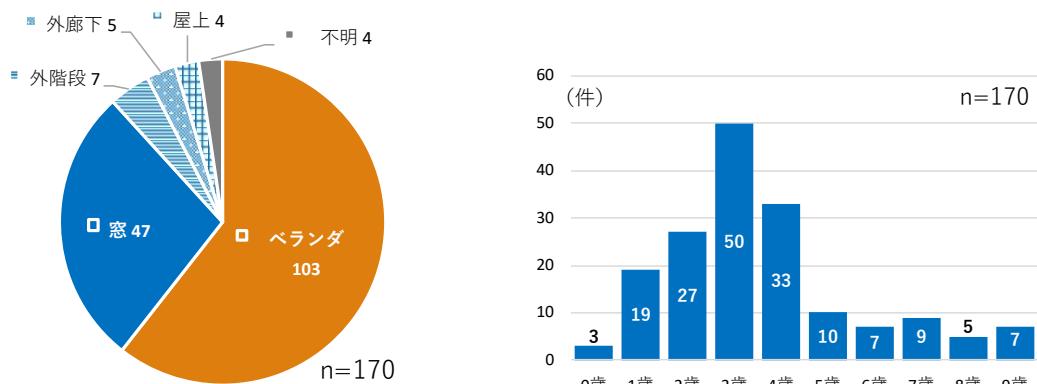


図2 転落箇所別の死亡事故件数

図3 年齢別の死亡事故件数

以上のことから、集合住宅や戸建て住宅の窓及びベランダ（バルコニー含む）からの6歳未満の未就学児の転落事故を対象とする。

ア 事故態様

ベランダからの転落事故と窓からの転落事故の2種類の事故態様（図4）に分けて調査を進めている。

³ 図1、2、3、5は、収集した事故情報を基に調査委員会で分析し作成したもの。

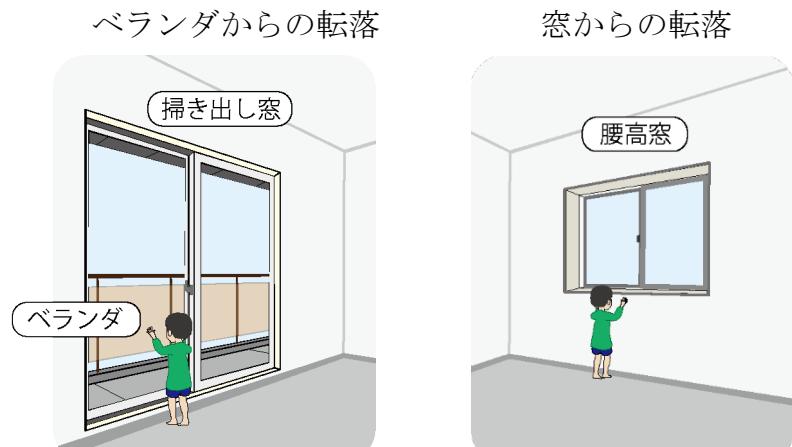


図4 事故態様

事故情報⁴から、転落の際に足場になったと推定されたものには、ベランダから転落した事故では、椅子、エアコン室外機が多く、窓から転落した事故では、ベッド、椅子、ソファーが多く見られた。

また、ベランダからの転落事故と窓からの転落事故の各々について、事故が発生した際に大人が在宅していたか、あるいは不在⁵であったのかで整理したところ、大人が在宅していても転落事故は発生しているということが分かった（図5）。

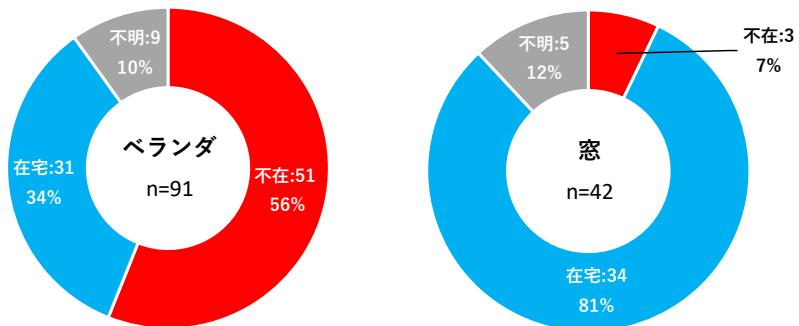


図5 事故発生時の大人的在宅率

イ ヒヤリハットの調査

東京都がアンケートにより収集したヒヤリハットの情報を分析し、再発防止策の検討に活用している。

⁴ 「2（1）」の事故情報から、対象を6歳未満の未就学児とした142件のうち、転落箇所がベランダ及び窓であるものを抽出した。

⁵ ゴミ出しや家族の送迎などで短時間外出する場合も不在とした。

(2) 情報収集

ア 関連団体等へのヒアリング

集合住宅の種類、分類、管理体制等について、関連団体への聞き取り調査を行った。また、窓やサッシの種類や仕様等について、関連企業への聞き取り調査を行った。さらに、関係法令の調査として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁等関係者への聞き取り調査を行った。

イ 米国での情報収集

ニューヨーク市では、子どもが住むアパートへ窓ガードの設置を法令上義務化しており、それにより転落事故が減少しているとの情報を得た。そこで、米国現地視察をし、子ども転落事故防止のハード対策について情報収集した。

当該視察により収集したニューヨーク市での対策の概要は、下記のとおりであり、こうした対策により、事故減少の成果を上げている。

- ・ハード対策の基準が法令で明確化されており、人の行動に左右されない対策が講じられている。
- ・集合住宅のオーナーは、同居する子どもの有無をテナント契約時に確認するだけでなく、毎年、各住戸に対して子どもの有無や設置されている窓ガードのメンテナンスの必要性などを確認しなければならない旨、法令上定められている。

また、その他米国で実施されている窓からの転落防止対策について関係者への聞き取りや現地視察を行った。

なお、米国では上げ下げ窓が多い等日本の建物との構造の違いや、日本のようにベランダは多くないなど、様々な違いがあることにも十分な留意が必要である。

(3) ハード対策品の調査

ハード対策に有用と考えられる部品や機器等について、様々な住宅における窓及びベランダで取付けが可能かどうかの検証を行った。

ア 補助錠評価実験

主に防犯用途で市販されている補助錠入手し、集合住宅、戸建て住宅で使用されている代表的なサッシに実際に取り付けるモニター評価実験を行い、補助錠と各種サッシの適合性について調査した。

補助錠は、サッシへの取付箇所によって図6のように、レール取付けタイプ、かまち取付けタイプ、ガラス取付けタイプに大別することができて、機能や使い勝手、サッシとの相性などで一長一短があることが分かった。

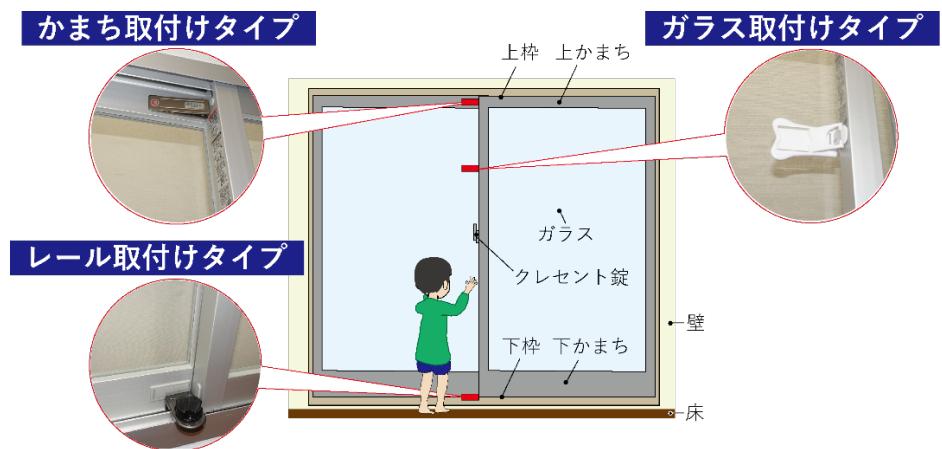


図6 補助錠の種類

イ 窓開閉検知機器等の評価

ベランダに通じる掃き出し窓の対策では、補助錠のほかに、子どもが窓を開けたことを検知し報知する手段が考えられる。そのため、各種センサーヤ監視カメラにより窓の開閉を検知、監視する機器の評価を行い、使用上の課題等を確認した。

ウ 検討事項

子どものいる家庭における対策品の活用の可能性、子どもの転落防止目的とされていない製品を用いることについての検討が必要である。

また、現在の環境を変更することによって生じるリスクの有無、補助錠等の対策の有無に限らず、事故が発生した後、保護者を責めるのではなく、ハード対策の普及徹底に向かう社会の構築等についても、検討が必要と考えている。

3 今後の調査

調査委員会ではこれまでの調査結果を踏まえ、窓とベランダに分けて転落防止のためのハード対策を検討するとともに、その対策を普及させる方策の検討を進める。